

2026 年 9 月 24 日

実質的支配者情報(BO 情報)の把握に関する制度整備について

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
パートナー 弁護士・NY 州弁護士 太田 洋

第 1 制度導入の必要性

1 国際的要請への対応

FATF の第 5 次対日相互審査は 2028 年夏にオンサイト審査が予定されているところ、わが国は、全ての法人について、BO 情報を取得し正確かつ最新の情報を保持するための 3 つのアプローチ、すなわち、①法人に、自らの実質的支配者情報の取得・保持を義務づけるアプローチ、②公的組織が BO 情報を取得・保持するアプローチ、③補足的手段の活用による多面的なアプローチを実効的に整備することが求められている。この点、日本を除く他の G7 各国は、実効性の程度にはばらつきはあるものの、いずれも①のカンパニアプローチを前提とした②の BO¹登録制度を備えており、これらの制度を有していないのは日本のみである。

BO 登録制度という眼に見える制度的基盤を欠くことは、AML/CFT の面でわが国の対応が実効性を欠くことにも繋がりかねず、FATF 審査に不利益が生じかねないうえ、万が一グレイリスト掲載等の事態に至れば、国際金融取引の円滑性を損ない、資金調達コストの上昇や対日投資の減少を通じて、我が国経済にも甚大な悪影響を及ぼし得る。

さらには、各法人が買収者や取引先の実質的支配者を適切に把握できず、懸念国や犯罪組織に関係する主体がわが国企業を買収したりサプライチェーンに入り込むリスクを見過ごすこととなり、わが国の経済安全保障上も非常に問題である。

2 社会的必要性

BO 登録・開示制度は、AML/CFT のための行政的な基盤となるにとどまらず、企業取引、資本市場、消費者保護及び許認可行政等の幅広い分野において、透明性と信頼性を支える基礎的なインフラとして機能する。法人の実質支配関係の頂点に立つ自然人の情報が公的に集約・検証されることで、実質

¹ 日本を除く他の G7 各国との制度の平仄という観点からは、BO 該当性における議決権その他の支配権の保有閾値の設定についても注意が必要である。FATF 勧告 24 及びその解釈ノートは、実質的支配者の保有基準の閾値につき「25%を超えてはならない」("this threshold should not exceed 25%")と規定しているにとどまり、「25%超」を基準とする¹ことも、理論上は可能である。しかし、25%超を基準とした場合には、議決権を 25%ずつ保有する 4 名が存在するとき、いずれも BO に該当しないという不合理な結果が生じ得る。また、米国及びカナダが「25%以上」の基準を採用していることに加え、EU AML 規則 (Regulation (EU) 2024/1624) が 2027 年 7 月から EU 加盟国に直接適用されることが予定されており、日本が相互審査を受ける 2028 年夏時点において EU 全域で「25%以上」の基準が適用されていることに鑑みれば、「水は低きに流れる」ため、国際的な制度のハーモナイゼーション及び制度の実効性確保の観点から、わが国においても「25%以上」を基準として採用することが極めて望ましい。

的な支配関係の把握が容易となり、民間取引及び行政執行における透明性・信頼性の確保や法令のエンフォースメントの実効性向上に大いに寄与する。以下、その具体例を述べる。

第一に、AML/CFT の実効性向上や経済安全保障の強化である。取引の相手方の BO を迅速かつ確実に確認することは、反社会的勢力の排除、経済制裁への対応、利益相反関係の把握等の観点から不可欠である。取引相手の BO が把握できなければ、サプライチェーンの中に反社会的勢力のフロント企業や懸念国と密接な関係を有する企業が入り込むリスクを払拭できないことになり、AML/CFT の観点から極めて問題であるだけでなく、わが国の経済安全保障の観点からも重大なリスクを抱え込むことになる。また、法人の BO が確認できなければ、わが国企業が反社会的勢力や懸念国の密接関係者によって買収されることを検知できず、AML/CFT の面で重大な問題を生じさせかねないばかりか、わが国の経済安全保障も脅かされかねない²。

第二に、ウルフパックによる上場会社の経営支配権奪取問題への対処である。外国籍の投資家を含む複数の投資家から成るグループが、大量保有報告規制を潜脱して自らの実態を明らかにすることなく、臨時株主総会招集請求等を用いて上場会社の経営支配権を奪取する動きが広がっており、しかも経営支配権を奪取された会社は「ハコ会社」として利用される場合も多く、大きな社会問題となっている。この問題については、金融商品取引法の令和 6 年改正・令和 8 年改正による大量保有報告規制の強化で一定の対応が図られているが、BO 情報の集約・可視化は、ウルフパック集団の実態把握を容易にすることで、大量保有報告規制等のエンフォースメントの実効性を大きく向上させ、資本市場の透明性・公正性の向上に大きく貢献する。

第三に、詐欺的商法・悪徳商法に対する消費者保護の強化である。悪質な消費者被害等を生じさせるグループは、いわゆる「フェニックス企業」方式（意図的に倒産させた後に同一人物が新会社を設立し事業を継続する手法）を利用して、次々と法人を替えながら事業を継続することが多い。しかしながら、現行制度の下では、消費者被害等を引き起こしたグループが、特商法違反等に基づいて処分を受けた後に、それまで事業を行っていた法人を解散し、新たに別法人を用いて同様の事業を継続する場合、背後の BO の同一性を確認する手段がなく、消費者被害等の再発を防止することが極めて難しい。英国では、PSC 登録簿と取締役資格剥奪登録簿（Disqualification Register）との照合により、このような法人を実質的に支配する自然人や問題のある取締役を追跡することが可能となっており、わが国でも BO 制度を活用することで、「フェニックス企業」方式を利用する悪質な自然人（グループ）による消費者被害等を防止することが期待できる。

第四に、許認可行政との連携である。近年、法人の支配構造が複雑化し、取締役や株主に関する形式的な情報のみでは実質的な支配者を十分に把握できない場合がある。このため、許認可審査、監督行政及び各種の行政処分の実効性を確保する観点からも、BO を迅速かつ確実に確認できる制度基盤が必要である。

² 経済産業省「企業買収における行動指針」が指摘しているとおり、企業買収・M&A における公正性及び透明性確保の観点からは、買収者や取引相手方の背後にある実質支配関係を適切に把握できる環境の整備が不可欠である。

第2 その他の留意事項

1 BO 登録制度の対象範囲

BO 登録制度は、上場会社を除く³全法人を対象とすべきである。対象を限定すれば制度の抜け穴となり、その実効性を損なう。対象範囲を不当に狭く設定した場合にいかなる問題が生じるかは、ドイツの例が如実に示している。即ち、ドイツでは、2017 年の登録制度導入当初、法人形態の大半を占める GmbH（有限会社）等が実質的に適用除外とされていた。このことが FATF 第 4 次対独相互審査報告書において問題視され、勧告 24 について Partially Compliant (PC) という低い評価を付されたため、ドイツでは、その後、全法人対象とする抜本的な改正を余儀なくされるに至っている。

2 執行・制裁の実効性について

制度の実効性を確保する上で、届出義務のエンフォースメントの実効性を確保するための不履行への制裁措置は非常に重要である。わが国では過料や刑事罰による制裁に実効性が乏しい⁴ことに鑑みれば、過料や刑事罰に加え、過料・刑事罰と組み合わせた段階的な制裁体系の構築の一つとして、一定期間の届出不履行による登記閉鎖を導入することが望ましい。登記閉鎖は、「抹消」とは異なり法人格の消滅を伴わないものの、法人としての登記上の存続が否定されることで、銀行口座の利用、契約の締結等の法律行為に重大な支障を来すことから、事業者にとって義務を履践する強力な動機となる。他方で、登記閉鎖は届出義務を履行すれば速やかに解消することが可能であり、法人格の消滅を伴うものではないことから、制裁として苛酷なものではない。この点、英国やフランスでは年 1 回の BO 登録更新の不履行について、一定の要件の下で登記抹消手続を開始できる制度が設けられている。

3 BO 情報の閲覧について

(1) 行政機関による閲覧

FATF 勧告が求める権限ある当局の BO 情報へのアクセスは、制度の根幹を成す。金融庁、警察庁、国税庁、財務省、法務省、公安調査庁等の各省庁がタイムリーに BO 登録簿の情報にアクセスできることを確保すべきである。また、**第 1 の 2** で述べたとおり、BO 登録・開示制度が幅広い分野において透明性と信頼性を支える基盤として機能することを踏まえれば、行政機関による活用は AML/CFT 目的に限定されるべきではない。FATF 勧告 24 は、2022 年改正で、公共調達を含む幅広い行政目的のための BO 情報活用を明示的に認めているほか、OECD も、BO 情報は税務執行のみならず、反腐敗、制裁執行及び各種規制・監督において重要な役割を果たすことを指摘している⁵。BO 情報を利用する目的を

³ EU AML パッケージ（2027 年 7 月施行予定）は上場会社をも対象に含める方向にあるが、現時点の国際標準としては上場会社の除外が一般的であり（米国 CTA、英国 PSC 等）、当面は上場会社を除外した上で将来的な拡大の余地を残す設計が妥当と考える。

⁴ 宇賀克也『行政の実効性確保—行政代執行を中心として』（勁草書房、2024）382～404 頁参照。

⁵ <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/networks/global-forum-tax-transparency/effective-beneficial->

AML/CFT に限定しない制度設計は、国際的にも広く採用されているアプローチである。

(2) 特定事業者及び正当な利益を有する者による閲覧

わが国の制度設計においても、行政機関に加えて、特定事業者（犯収法上の AML/CFT 確認義務主体）及び正当な利益を疎明した者に、相手方の同意を要することなく BO 登録簿への閲覧を認める枠組みを構築すべきである。

例えば、英国やカナダでは、登録情報のうちプライバシーに関わる一定の個人情報を除き、BO 登録簿が原則として一般に公開されている。また、EU は、AML/CFT 確認義務主体に加え、ジャーナリスト、市民社会団体、研究者のほか、取引関係を検討する者といった「正当な利益」を有する者にも BO 登録簿へのアクセスを広く認める方針を打ち出している。

わが国において、行政機関以外の閲覧制度を導入するにあたっては、当然のことながら、閲覧者の範囲、閲覧目的の限定、閲覧記録の管理等について個人情報の保護と BO の透明性の確保とのバランスを考慮すべきであるが、そもそも「法人」を利用することによって出資者は様々な制度的な便益を享受できるのであって正当な理由に基づく一定の負担は甘受すべきであり、**第 1 の 2** で述べた社会的な必要性に鑑みれば、特定事業者（犯収法上の AML/CFT 確認義務主体）に限らず、「正当な利益」を有する者には広く閲覧権を付与すべきである。このように、特定事業者に限らず、正当な利益を疎明した者に BO 登録簿の閲覧を広く認めることは、民間取引における自主的なリスク管理の促進に資するだけでなく、登録情報の不正確性を外部から検知する契機が創出され⁶、制度全体の信頼性及び透明性の向上にも貢献するものと考えられる。

以 上

[ownership-frameworks-toolkit-second-edition-2024.pdf](#) 参照。

⁶ 英国では、Global Witness 及び DataKind UK という NGO 団体らによる BO 情報の閲覧及び分析によって不正確な BO 情報の登録が蔓延していることが広く明らかになった。

https://gw.hacdn.io/media/documents/The_companies_we_keep.pdf 参照。